大田区地域包括支援センター運営協議会について

資料3-1

１　設置目的

　　地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を図り、もって大田区における地域包括支援事業の適正かつ円滑な実施に資するために設置する。

２　根拠法令

　　介護保険法施行規則第140条の66第２号ロ

３　任　期

　　３年（第８期の任期は、令和４年４月１日～令和７年３月31日）

４　運営協議会の主な所掌事項

（１）地域包括支援センターの設置（選定・変更）に関する事項

（２）地域包括支援センターの運営及び評価に関する事項

　　①　センターが行う業務に係る方針に関すること

　　②　当該年度の事業計画書、前年度の実績報告書に関すること

③　指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の評価

（３）地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築に関する事項

　※その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

５　その他

　　運営協議会は、必要と認める場合は、地域包括支援センターの運営に関し、区長に提言することができる。